

## 第2次

# 市民協働によるまちづくり推進計画

# 2023 - 2027



デザインにも優れた景観美化活動（ふれあい上宿）

令和5年3月  
裾野市

# 目次

## 1 計画策定にあたって

- (1) 計画の背景と目的 …… 2
- (2) 計画の期間 …… 2
- (3) 計画の位置付け …… 3

## 2 本市の市民協働によるまちづくりの現状と課題

- (1) これまでの取り組みと課題 …… 4
- (2) 人口構造の変化と地域への影響 …… 5
- (3) 市民意識調査などにみる地域活動の現状 …… 8
- (4) 市民と行政の関係における現状と課題 …… 11

## 3 計画のめざす姿と基本目標

- (1) 計画のめざす姿 …… 12
- (2) 計画の基本目標 …… 13

## 4 市民協働によるまちづくりを推進するための具体的な施策

- (1) 協働の理解を深め、実践への足がかりを築くための取り組み …… 15
- (2) 市民自治を推進し、地域づくりを支援するための取り組み …… 16
- (3) 市民が活動しやすい環境の整備をするための取り組み …… 18
- (4) 企業参加を促進するための取り組み …… 19
- (5) 市の推進体制を整備するための取り組み …… 20

## 5 計画の推進

- (1) 推進体制 …… 21
- (2) 実施事業 …… 22

## 6 資料

- (1) 市民協働によるまちづくり推進協議会委員及び策定過程 …… 23
- (2) 用語解説 …… 24

## 1 計画策定にあたって

### (1) 計画の背景と目的

本市の市民協働によるまちづくりは、第3次総合計画後期基本計画に掲げた「市民との協働を目指した市民参加の推進」を実施するため、平成20年3月(2008.3)に「市民協働によるまちづくり基本指針」(以下、「基本指針」という。)を策定し、スタートしました。その後、平成22年1月(2010.1)に「市民協働によるまちづくり推進計画」(以下、「推進計画」という。)、平成23年3月(2011.3)に「市民協働によるまちづくり実施計画」(以下、「実施計画」という。)を策定し、具体的な施策を推進してきました。

協働が求められる背景には、人口減少や少子高齢化の進行・核家族化といった人口構造の変化、人々の価値観・ライフスタイルの多様化など、市民の暮らしを取り巻く状況の変化に伴う地域課題の多様化・複雑化があります。こうした地域課題は、市内の各地域によって内容が異なることや行政だけでは対応できないものもあり、行政が一律に解決することは難しいのが現状です。一方で、市内各地で自治組織(以下、「区」)や市民活動団体などが地域の課題解決に取り組む、「地域づくり」と呼ばれる活動を始めるなど、暮らしを支える特徴ある活動が進められています。

これらの状況を踏まえ、今後も市民一人ひとりの豊かな(物質的・精神的)暮らしを支えるためには、行政と市民が一緒になってまちづくりを進める必要があり、従来の計画などを統合した「第2次市民協働によるまちづくり推進計画」を策定します。

### (2) 計画の期間

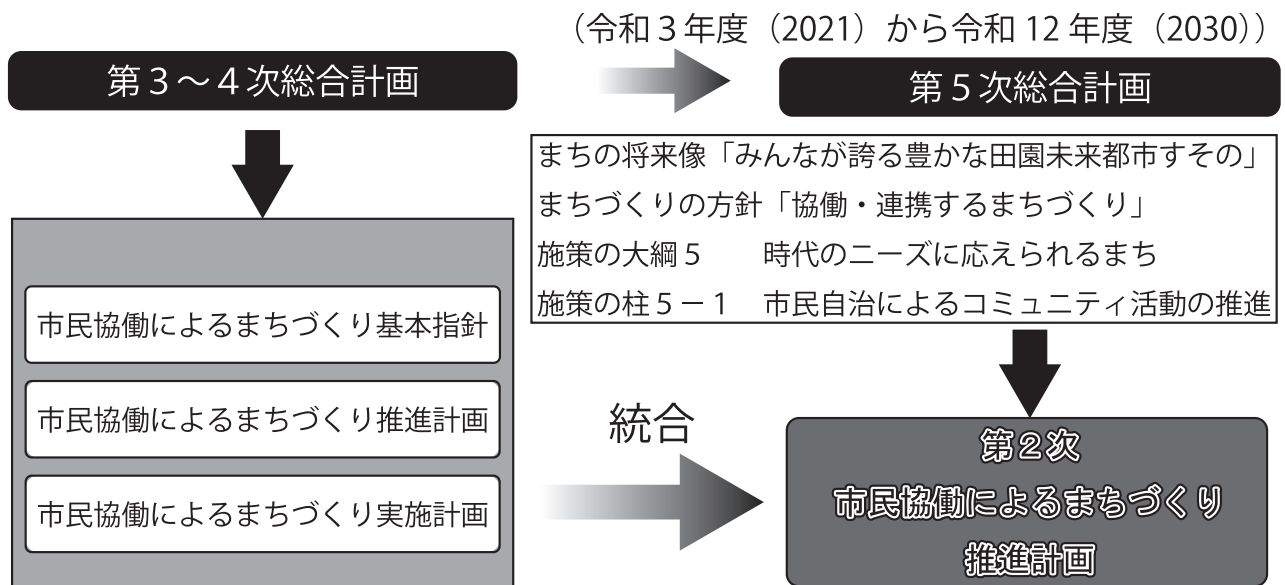
令和5年度(2023)から令和9年度(2027)まで

この計画の期間は、令和5年度(2023)から令和9年度(2027)までの5年間とし、5年を経過した時点で社会情勢や市民の暮らしを取り巻く環境の変化に応じて、計画自体に必要な見直しを行うものとします。また、市民協働によるまちづくりを推進するための具体的な施策及び実施事業は、計画期間内においても必要な見直しを行うものとします。

### (3) 計画の位置付け

本市第5次総合計画のまちづくりの方針「協働・連携するまちづくり」を踏まえ、施策の大綱5「時代のニーズに応えられるまち」の柱の一つである「市民自治によるコミュニティ活動の推進」に焦点を当てた計画です。

(計画の位置付け (体系図))



子どもの笑顔が絶えない公園を創り出す地域の活動 (伊豆島田区)



## 2 本市の市民協働によるまちづくりの現状と課題

### (1) これまでの取り組みと課題

本市は、平成23年3月(2011.3)の実施計画策定以降、公共を担う様々な主体の取り組みを推進すべく、各種補助制度の創設や市民活動センターの設置、積極的な情報の収集と提供などの環境整備を実施してきました。環境整備と並行して、地域づくりや市民活動に関する学習機会を提供し、人材育成にも努めてきました。

また、地縁に基づく一定範囲の暮らしを支える、市民にもっとも身近な存在である区への加入率が85%の高い水準で推移していることを背景に、区が課題解決に向けて行う取り組みを積極的に支援してきました。同時に、NPO法人や市民活動団体などの範囲を限定せず課題解決に取り組む、自由で開かれた市民活動の支援と団体間の連携を促してきました。

その結果、特有の地域課題解決に取り組む区や高い専門性を活かして特定分野で活躍するNPO法人や市民活動団体が生まれるなど、市民による課題解決への取り組みが進められています。

市役所の推進体制においても、状況に応じた専門的部署の設置や市民協働によるまちづくり推進協議会(以下「協議会」という)の答申に基づき、体制の整備を図ってきました。また、毎年度、市職員を対象に職員研修を実施し、職員の協働への意識醸成に努めてきました。

これまでの取り組みは、市民協働によるまちづくりを推進する上での環境整備と人材育成を中心に進められており、個別の区や団体の取り組みを促進するものとして効果を発揮してきましたが、今後は取り組みを面的に広げるため、人材育成とともに仕組みや制度の見直しを進める必要があります。



幅広い年齢層が集い、食事・交流をする場(ふれあい子どもカレー食堂の会)

## 行政のこれまでの取り組みと成果

取り組み内容	成果
○きれいなまちづくり推進事業補助金 市民による公共空間の環境美化活動を支援	平成 23 年度（2011） 3 団体 → 令和 3 年度（2021） 21 団体
○パートナーシップ事業補助金 市民の自主的な地域活性化活動を支援	平成 23 年度（2011）～ のべ 61 件
○市民協働によるまちづくり職員研修 職員の協働への意識醸成	平成 23 年度（2011）～ のべ 10 回
○市民協働によるまちづくり講演会 市民への市民協働の啓発	平成 24 年度（2012）～ のべ 4 回
○市民活動マッチングシステム 市民活動団体の情報発信ポータルサイトを構築	平成 24 年度（2012）～平成 30 年度（2018）
○市民協働によるまちづくり推進協議会 協働の推進と総合的な調整、調査審議	平成 25 年度（2013）～ 条例による協議会 市の附属機関として位置付け 答申 2 回（平 成 28 年 3 月（2016. 3）、令和 3 年 3 月（2021. 3））
○市民活動センター 市民活動を支援する中間支援組織を設置	平成 25 年度（2013）～
○まちづくり人づくり養成事業 人材育成のための講座を 3 か年で実施	平成 26 年度（2014）～平成 28 年度（2016） のべ受講者 235 人
○地域づくり学習会補助金 地域課題解決のための学習会を支援	平成 28 年度（2016）～ のべ 14 件
○小規模多機能自治推進ネットワーク会議 小規模多機能自治に関する全国組織に参加	平成 28 年度（2016）～
○ボランティア指導者賠償責任保険 ボランティア活動の賠償責任を補償	平成 28 年度（2016）～ 市民活動団体に適用 ※制度開始は、昭和 59 年度（1984）
○新しい公共を担う活動主体育成事業 人材育成のための講座を 3 か年で実施	平成 29 年度（2017）～平成 31 年度（2019） のべ受講者 335 人
○元気な地域づくり研究会 多様な主体による地域課題の意見交換の場	平成 30 年度（2018）～

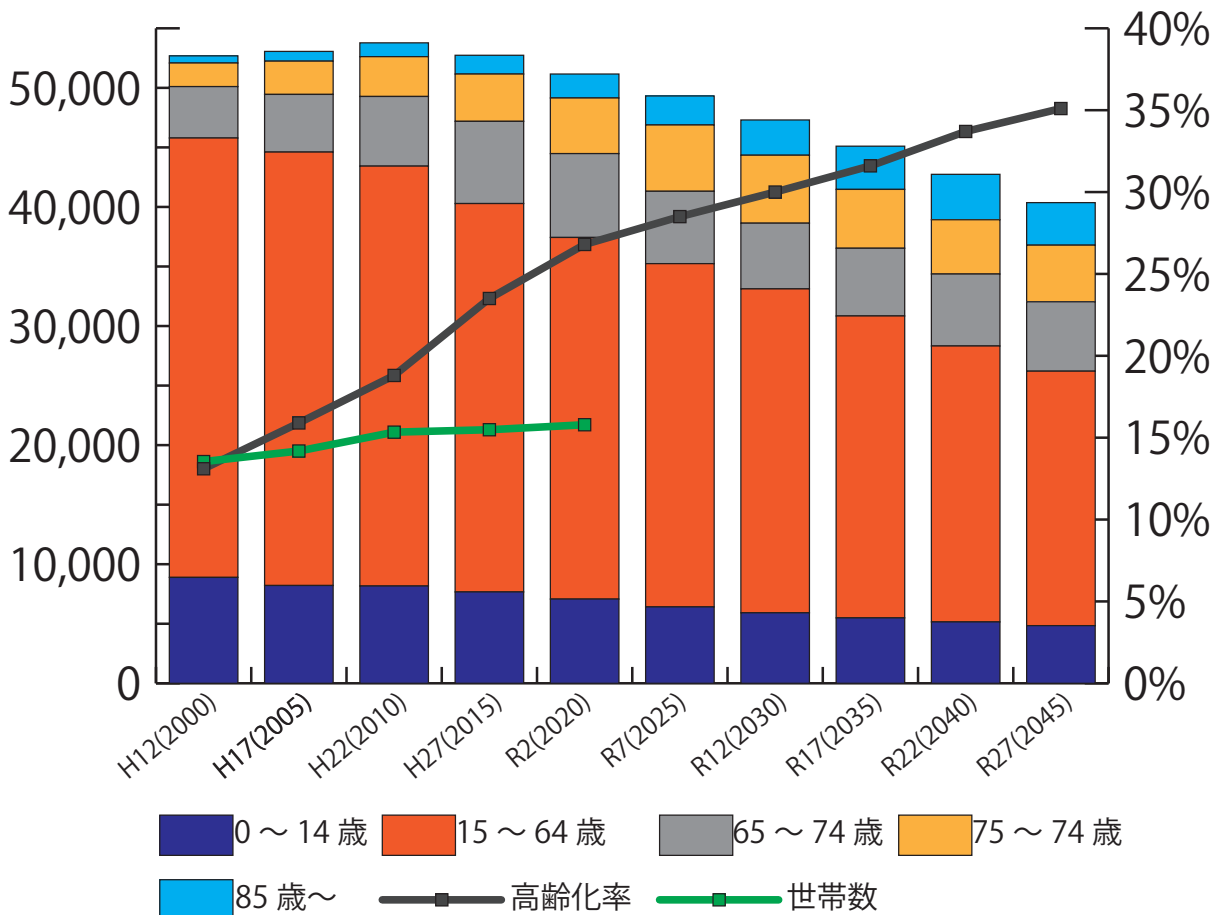
## （２）人口構造の変化と地域への影響

本市は、元々、区や子ども会、婦人会、シニアクラブなど地域を基盤とする団体の活動が活発で、市民の主体的な活動によってコミュニティが支えられてきました。しかしながら、その状況は少子高齢化や核家族化、就業形態の多様化などさまざまな要因によって変わってきています。

市の人口構成の推移は、平成 22 年（2010）まで増加していた総人口は減少傾向にあり、今後も減少していく見込みです。65 歳以上人口の割合を示す高齢化率は上昇を続

け、2015年には23.5%と、高齢化率が21%を超える「超高齢化社会」となっています。今後も高齢化率は上昇する見込みですが、65歳以上のすべての年代で均等に増えるわけではありません。地域の担い手として最も活躍している65歳から74歳の割合は増えず、75歳以上の人口が増えていきます。一方で、15歳～64歳の生産年齢人口は減少を続ける見込みです。(グラフ1参照)

グラフ1 本市の総人口（階層別）と世帯数及び高齢化率推移



出典 人口及び高齢化率：H12（2000）～H27（2015）は国勢調査、R2（2020）～R27（2045）は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）』

介護サービスへの需要は80歳代以降に急増し、85歳以上の4人に1人が要介護3以上の認定を受けています。(表1参照) 生産年齢人口を85歳以上の人口で割ると、平成12年(2000)には85歳以上1人に対し約63人であったのに対し、令和2年(2020)には約15人、令和22年(2040)には約6人となると予想されています。一方で、65歳～74歳で要介護3以上の認定を受けている割合は1.1%に留まり、80歳代までの介護予防の取り組みが重要であるといえます。

世帯数は人口のピークを迎えた平成22年(2010)以降も、核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加を背景に増えています。人口と世帯数の比較では、1世帯当たりの人



数が減ったことで、従来、家族内で解決できた様々な暮らしの課題が解決しづらい状況になっていることが伺えます。(図 1 参照)

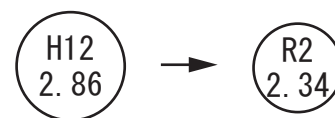
表 1 高齢者の人数と介護認定の状況 (令和 4 年 4 月 (2022.4) 現在)

	計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～	85歳～(再掲)
人数	13,968	3,173	3,970	2,664	2,104	1,263	794	2,057
介護+予防	2,068	84	180	251	461	548	544	1,092
人口比	14.8%	2.6%	4.5%	9.4%	21.9%	43.4%	68.5%	53.1%
総数比	100.0%	4.1%	8.7%	12.1%	22.3%	26.5%	26.3%	52.8%
要介護3～	671	32	53	51	130	153	252	405
人口比	4.8%	1.0%	1.3%	1.9%	6.2%	12.1%	31.7%	19.7%
総数比	100.0%	4.8%	7.9%	7.6%	19.4%	22.8%	37.6%	60.4%

出典 住民基本台帳データから作成

図 1 1世帯当たり人数の変化

人口構造は、各区によっても状況が異なります。例えば、高齢化率が高く、子育て中の世帯と推測される 18 歳未満同居世帯率が低い区や反対の状況にある区など、地域の特性に応じた取り組みが必要になっています。(グラフ 2 参照)



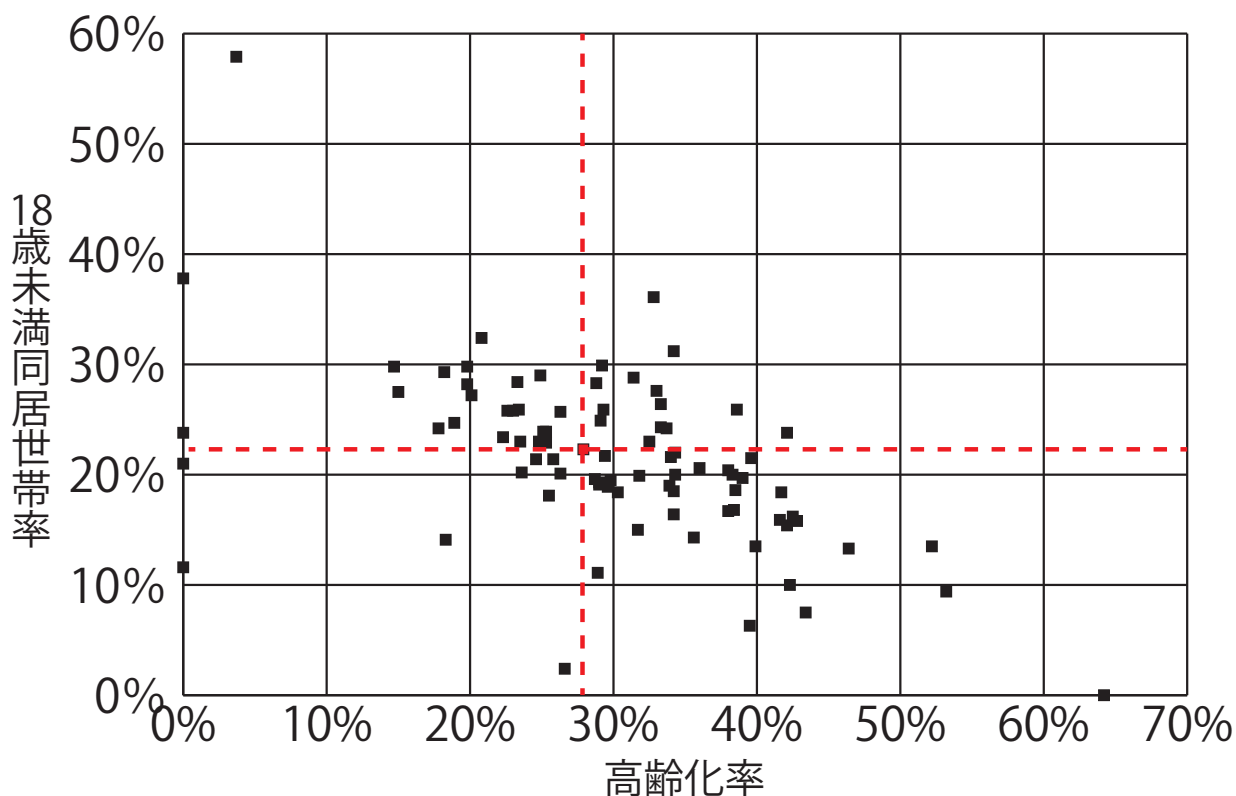
さまざまな企画、事業を展開するサロン  
(ふれあい塾本村下)



参加者に出番がある交流の場  
(いきいき健康サロン千福が丘)



グラフ2 区ごとの高齢化率と18歳未満同居世帯率のプロット図（令和4年4月（2022.4））



出典 住民基本台帳データから作成

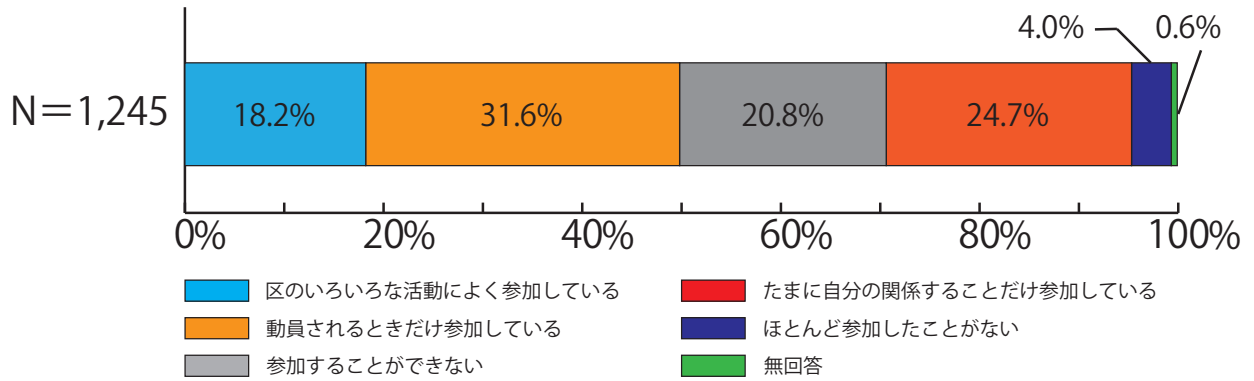
### （3）市民意識調査などにみる地域活動の現状

地域活動への参加状況は、過去の市民意識調査の類似質問・回答と比較すると、区の活動へ参加している人の割合は平成20年度（2008）の調査では約50%であったのに対し、令和2年度（2020）は約36%、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3年度（2021）は約14%まで落ち込んでいます。（グラフ3、4参照）

「区や団体（子ども会、婦人会、シニアクラブ）などの役員のなり手がいない」「区長はとにかく忙しく区の課題解決まで手が回らない」「役員は1年任期のため慣れてきた頃に交代になってしまう」などの問題が、行政や協議会による区長へのヒアリングの中で指摘されています。

こうした問題は、今後も区などが地域活動を進めるためには解決すべきものであり、活動の統合や廃止などによる負担の軽減、活動内容の見直しによる参加の拡大、市民の知識や経験が活動に活かされるための環境整備が求められています。

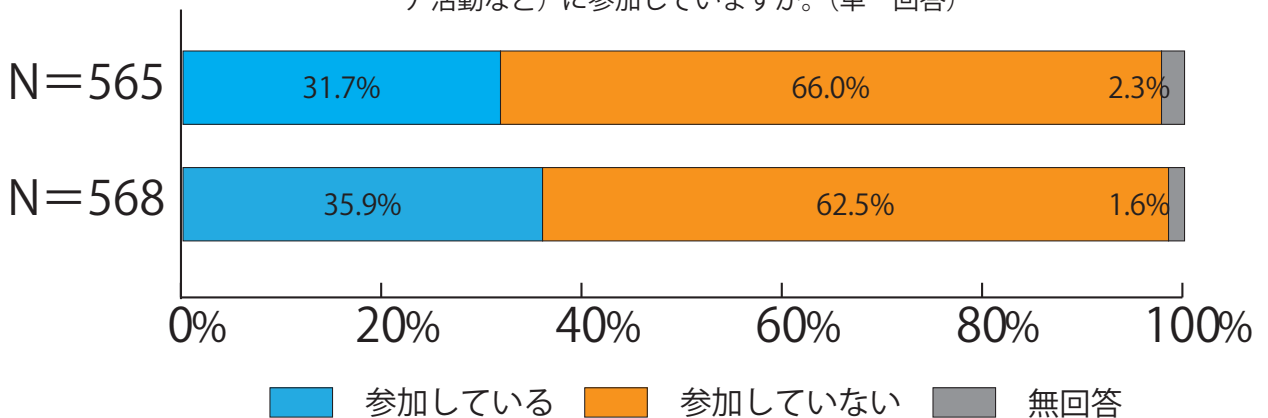
グラフ3 平成20年度（2008）地域団体の活動への参加



出典：平成20年度市民協働によるまちづくりに関する市民意識調査

グラフ4 地域活動への参加状況 上段：令和3年度（2021）下段：令和2年度（2020）

あなたは地域活動（自治会の活動やボランティア活動など）に参加していますか。（単一回答）



出典：令和3年度裾野市市民意識調査報告書

また、令和2年（2020）からの新型コロナウイルス感染症の地域活動への影響として、令和3年3月に総務省から出された令和2年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書では、外出や交流のために集まりなどが制限・自粛され、地域内の状況や課題が把握しづらくなったことが指摘されています。こうした現状に対応するため、地域での話し合いによる課題の把握や事業の見直し・立ち上げ、デジタル技術の活用などが示されています。

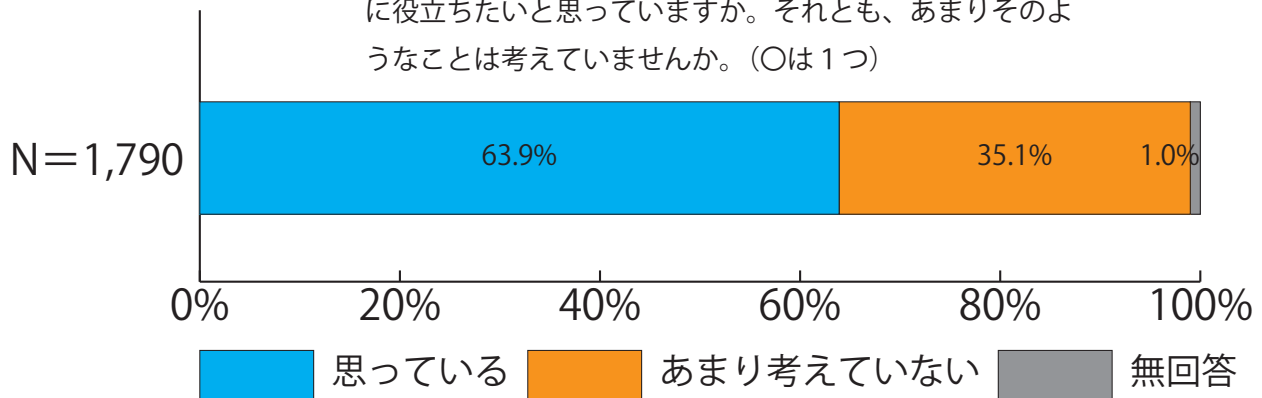
他方、市民活動は、区などの一定の範囲を対象とした地域活動とは性格が異なり、範囲を限定せずに活動できるものです。また、活動内容も活動者の自由な意思に基づき決定することができ、任期を気にせず活動を継続することで、専門性が高められるのも大きな特徴です。令和3年度（2021）に内閣府が実施した社会意識に関する世論調査によると社会への貢献意識として、「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っている」と答えた人は、約64%に上っています。

思っていると答えた人が考える社会への貢献内容も「自分の職業を通して」に次いで、

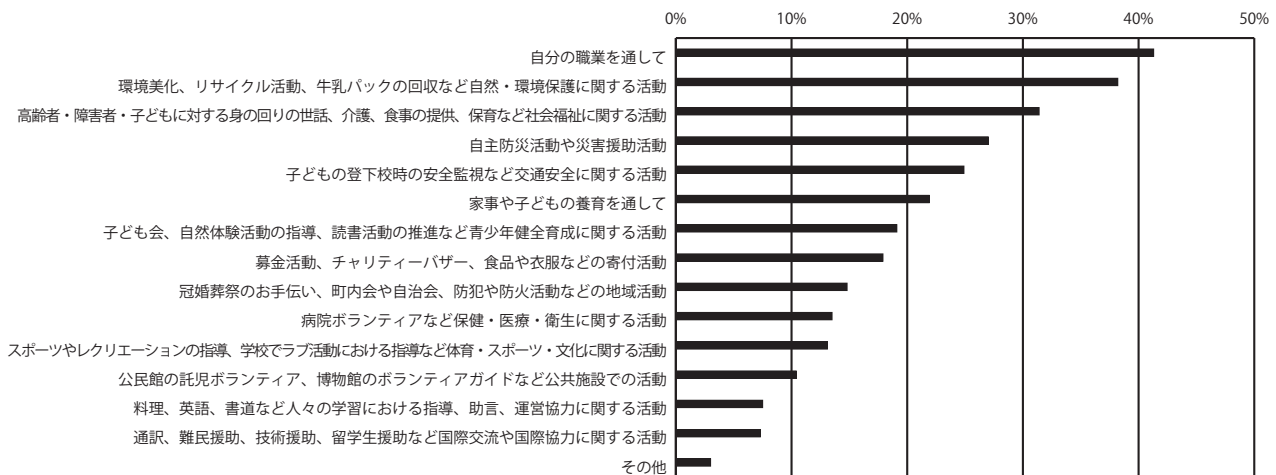
「自然・環境保護に関する活動」「社会福祉に関する活動」など、既存の市民活動団体が活動分野として取り組んでいるものもあり、市民活動との親和性の高さがうかがえます。（グラフ5、6参照）

グラフ5 社会への貢献意識

問 あなたは、日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っていますか。それとも、あまりそのようなことは考えていませんか。（○は1つ）



グラフ6 社会への貢献内容（社会の一員として、何か社会の役に立ちたいと「思っている」と答えた者に、複数回答）



出典：社会意識に関する調査（内閣府）（令和3年12月）を加工して作成

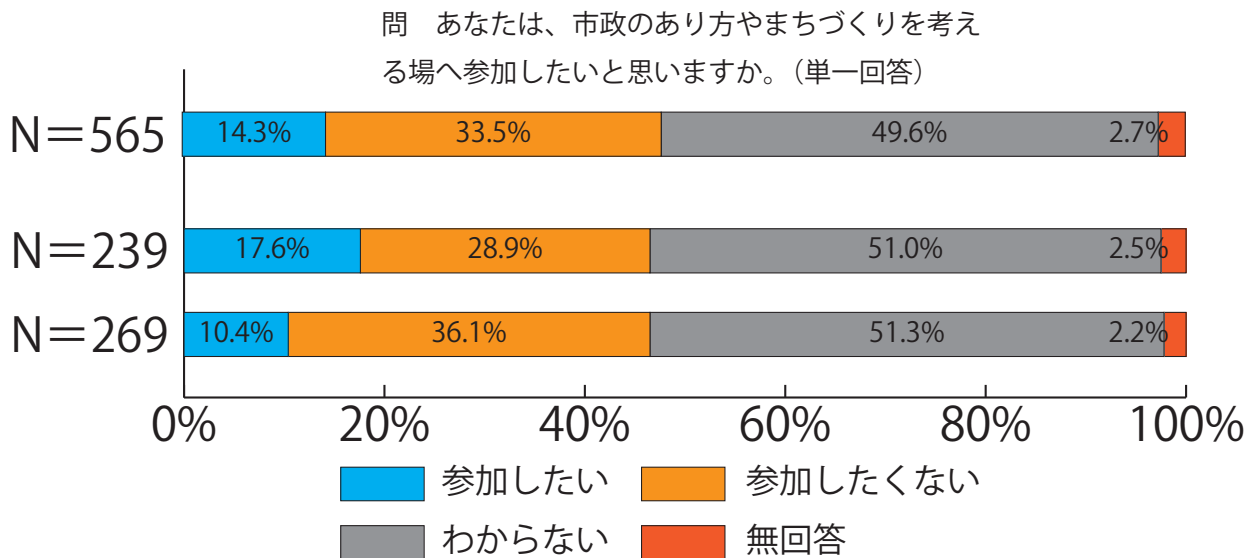
(<https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-shakai/index.html>)

#### (4) 市民と行政の関係における現状と課題

本市における市民協働によるまちづくりの推進は、この10年で区や市民活動団体などが地域課題の解決に取り組む地域づくりに進展が見られました。一方、市民と行政が話し合い、共に公共的課題の解決に向け取り組むケースは一部にすぎません。協議会からは「市民や団体として公共的課題の解決に協力したいが、市がどのような課題を抱え、どのような協力を求めているのかが分からない」という指摘もあり、今後は、市民の力がまちづくりに活かされる環境整備が重要です。

また、市民意識調査において、市政へのあり方やまちづくりを考える場への参加意向を持つ市民は、全体で約14%に留まっています。性別で見ると、参加したいと回答した男性が17.6%に対し、女性は10.4%であり、7.2ポイントの差があります。市民協働によるまちづくりを推進するための市民と行政の話し合いについて、男女共同参画の観点や参加への障壁を取り除くなど、市民が参加しやすい市民参画の手法を研究する必要があります。(グラフ7参照)

グラフ7 市政のあり方やまちづくりを考える場への参加意向  
全体と内訳(上段:男性 下段:女性)



出典：令和3年度裾野市市民意識調査報告書



### 3 計画のめざす姿と基本目標

#### (1) 計画のめざす姿

市民一人ひとりの豊かな（物質的・精神的）暮らしを支えるために、市民と行政が、市民自治におけるそれぞれの役割を、話し合いによって見出し、互いに補い、協力してまちづくりに取り組む、自治と協働によるまちづくりをめざします。

協働は、それ自体が目的ではなく、目的を達成するための手法の一つであることを踏まえ、地域の課題解決に取り入れるためのポイントを以下に示します。

- 補完性

地域の課題解決にあたっては、まずは自分や家庭で解決を図り、それでもできない場合は区などの地域で、それでもできない場合は行政が解決する「補完性の原則」を基本とする中で、必要に応じて協働の手法を用います。「できること」と「できないこと」を考える順序が重要であり、依存関係にならないよう注意します。

- 話し合い

話し合いは、説明会や要望・陳情などの一方的な行動とは異なります。話し合いの参加者が、思いや理念を語り合う中で、本質的な課題の発見と目的の共有、取り組みへの発意に至る納得が実感できるものでなければいけません。

- 相互理解

市民と行政が、話し合いにより、互いの立場や特性を理解し合った上で、協力してまちづくりを行います。理解し合うために、互いが持つ情報の共有など、話し合いの前提を整えることも必要です。

- 評価

事業や活動を当事者同士がふり返り、互いの役割や内容について話し合い、次の事業や活動に活かします。

## (2) 計画の基本目標

裾野市が、この計画でめざす目標は以下のとおりです。

### (1) 協働の理解を深め、実践への足がかりを築く

概念として浸透してきた市民協働を公共的課題に取り組む手法として取り入れ、深化させていくには、その理念や考え方を理解した上で、実際に活動してみることが重要です。

このような観点から、市民と行政が市民協働を理解し、活動するきっかけづくりに取り組めます。

### (2) 市民自治を推進し、地域づくりを支援する

市民自治とは、行政サービスを待つだけでなく、自ら決め、取り組みができるものです。人口減少や高齢化が進む中、持続して市民の暮らしを支えるには、地域づくりに取り組む区などとそれを支える行政が両輪として機能することが不可欠です。

地域づくりを進めるにあたり何よりも重要なのは、人材です。本市では区や婦人会、子ども会、シニアクラブなどの活動が、多くの人の活躍で活発に行われてきましたが、活動継続への課題が指摘されています。地域の人材が発掘され、一人ひとりがやりがいを感じ、活躍できる場がある地域にするには、人口の関係密度を高め、本市の特性を活かせる仕組みへと変革していくことが必要です。

このような観点から、地域の意思決定を尊重し、取り組みを支援する仕組みを構築します。

### (3) 市民が活動しやすい環境の整備をする

市民が行う自由な社会貢献活動を健全に発展させるためには、活動を始めたい市民への情報提供や学習機会の提供、市民活動団体間の交流やネットワークづくり、市民と行政の情報共有やコミュニケーションの場づくりなどが求められます。

また、市民活動団体間や市民活動団体と区などが必要に応じて連携する中で、活動が誰かの役に立っていると実感できることも重要です。

このような観点から、市民が活動しやすい環境の整備と各種団体の連携強化に取り組めます。

#### (4) 企業の参加を促進する

企業の社会的責任（CSR）への関心の高まりを背景に、企業・事業所が果たす役割にも大きな期待が寄せられます。市内には事業活動を通じて、社会貢献活動を活発に展開している企業もあり、企業のノウハウを発揮できる場や従業員の活動機会を求める声もあります。

このような観点から、企業・事業所が、価値向上につながる CSR 活動を展開しやすい環境づくりに努めます。

#### (5) 市の推進体制を整備する

市民協働を推進するため、市に専門的な組織を設置するなど、市を取り巻く環境・社会情勢の変化に対応した推進体制の整備が必要です。また、市民協働推進施策の進捗状況確認や市民意識を捉えた計画の見直しなども必要です。

このような観点から、推進する仕組みづくりや協議会の設置など、推進体制を整備します。



元気が出る市民活動センターでの相談（裾野市生涯学習センター内）

## 4 市民協働によるまちづくりを推進するための具体的な施策

### (1) 協働の理解を深め、実践への足がかりを築くための取り組み

#### ア 市民協働推進のための啓発活動

市民が、各種の取り組みを知ることができるよう、積極的な情報発信を行います。

- 市公式ウェブサイトなどで、市民の取り組みや行政との連携事業に関する情報を発信します。
- 先行した取り組みなどを把握し、交流会などで発表、意見交換する機会を設けます。

#### イ 協働について学ぶ機会の提供

市民と行政職員が協働への理解を深め、実践への知識向上を図るための学習機会を提供します。

- 地域づくりの基本的な考え方や手法など、実践に役立つ学習内容を計画します。
- 地域同士の取り組みを共有し、学び合える場を創出します。
- 協働に関する正しい理解を得るための学習機会を設けます。

#### ウ 地域と学校が連携した地域づくり、学校づくりの推進

持続可能な地域を目指し、地域と学校が連携して地域について学んだり、活動に参加したりする機会の創出によって、地域への愛着を育み、世代間の関係密度を高めます。

- 地域と学校が連携し、児童生徒が地域活動に参加したり、地域住民が地域の歴史や文化を教えたり、相互の交流を実施します。



先行的な取り組みから学び合う熱気あふれる学習会



## (2) 市民自治を推進し、地域づくりを支援するための取り組み

### ア 地域の自治力を高める支援制度の構築

地域の発意に基づく取り組みと行政の支援や取り組みが連動する仕組みを構築することで、自治と協働によるまちづくりを推進します。

- ・ 区や地域組織への補助金・交付金などを見直し、課題解決を含む諸活動への地域の意思決定や取り組みの自由度を増進しつつ、持続可能な制度を構築します。
- ・ 社会情勢の変化や市民ニーズを機敏にとらえ、地域に必要な支援制度の構築や廃止など、柔軟に対応します。

### イ 地域づくりクリエイター（仮称）※の設置と支援

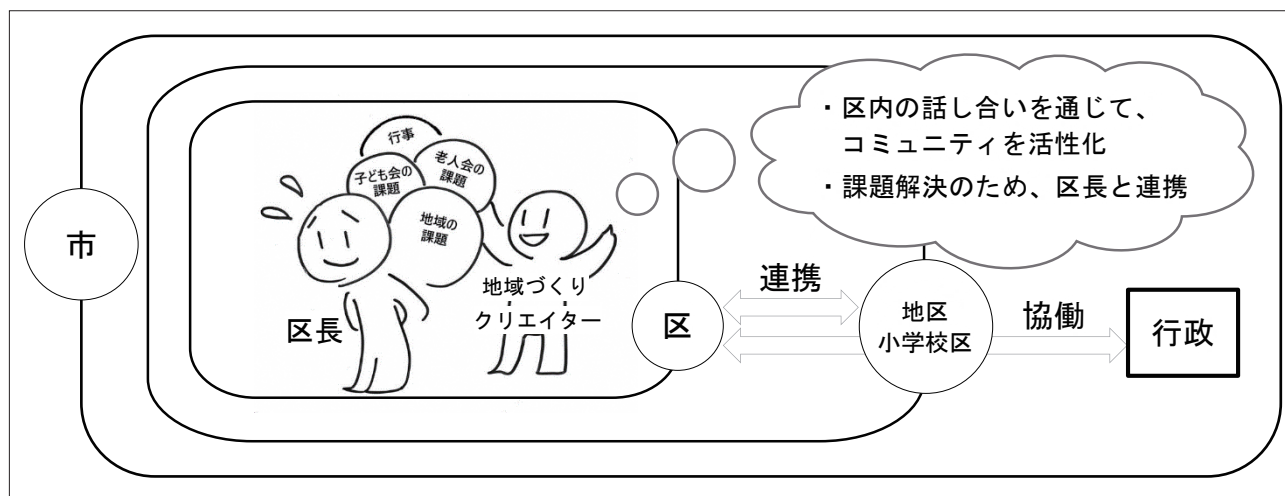
区長は多忙な上、1年交代であることが多く、決められた仕事をこなすことで精一杯で、区の課題解決まで手が回らないという指摘があります。課題解決のために、区内のコミュニティを活性化させる役割を担う「地域づくりクリエイター（仮称）」の設置を促し、活動を支援します。

- ・ 地域づくりクリエイター（仮称）として求められる知識やスキルを習得するための学習機会を提供します。
- ・ 地域づくりクリエイター（仮称）同士の交流、意見交換の場を提供します。

※地域づくりクリエイター（仮称）とは

地域コミュニティを育むため、人づくり・仲間づくりを主導する役です。区長が主に、行政との連絡機能や区を代表して外部組織との調整や区の統括機能を担っているのに対し、地域づくりクリエイター（仮称）は地域の課題解決に向けた市民主体の活動を展開させる旗振り役として、区長と連携する機能を担います。

イメージ図



## 区長と地域づくりクリエイター（仮称）の違い

	区長（自治会長）	地域づくりクリエイター（仮称）
機能	<b>【行政との連絡・区内自治の統括】</b> ○行政との連絡調整 要望書の提出、回覧文書の配布など ○区の運営 防災訓練、河川清掃、各種事業などの運営にかかる代表	<b>【区内コミュニティの活性化】</b> ○人づくり、仲間づくり 気軽に話し合える場を作り、取り組むべき課題の特定や解決に向けた活動をする
性格	○対外的に代表の役割を担う ○総会での決定事項に従う 区の決定は区民の総意としての決定となる ○決められた仕事をする	○地域内の役割を担う ○この指とまれ方式 「やる気のある人でとりあえずやってみよう」という気軽さがある ○仕事は決められておらず、地域の話合いで、取り組んでいく
任期	○1年（再任は妨げない） ※多くの区で、1年の交代制で運用されている	○規定しない（複数年が望ましい）
行政との関係	<b>【区推薦に基づく委嘱】</b> ○市からの通達連絡事項の周知徹底 ○市の依頼に基づく、諸調査及び諸報告 ○定例行事などの連絡 ○区長連合会、各地区区長会など	<b>【区選出に基づく把握】</b> ○学習機会の提供 ○交流・意見交換会の提供 ○連携した課題解決への取り組み

### ウ 地域が継続して課題解決に取り組めるための支援

地域課題は多様化・複雑化しており、解決に至る活動も複数年や継続して取り組む必要があるものもあります。継続して取り組めるための体制や環境の整備を支援します。

- 令和3年度の地方自治法改正による認可地縁団体制度を運用し、地域的な共同活動を円滑に行う地域の組織化（法人化）を促進するため、制度の手引き作成や説明会を実施します。
- 地域が目指す姿や複数年に渡って取り組む課題などが見える化するための地域計画策定を支援します。

### エ 広域的な課題解決の枠組みを検討

区だけでは解決できない地域課題を広域で解決するため、地域運営組織などの仕組みや制度を検討します。

- 区の範囲を超えた地区や学校区などで、課題解決ができるための組織のあり方や仕組み、行政との関係性などを研究します。
- 全国の先行事例などを研究し、当市の状況に合う制度を検討します。

## オ 地域づくりに必要な情報の提供

人口構造の変化に伴い、従来どおりの活動を続けることが困難な状況下では、活動を間引いたり（廃止）、重ねたりする（統合）必要があります。一方、区や婦人会、子ども会、シニアクラブなどが、これまで地域に果たしてきた役割は大きく、その機能が低下するのは地域にとって大きな損失です。地域の団体がもつ機能が、今後も地域内で引き継がれるよう情報を提供します。

- 区の人口や構成などのデータや先行した取り組み事例の情報を提供します。
- 地域のニーズを捉えるための話し合いや情報を得るための全住民アンケート実施の支援を行います。

## （3）市民が活動しやすい環境の整備をするための取り組み

### ア 情報共有の推進

地域活動や市民活動団体の活動情報、行政のまちづくりに関する情報がアクセスしやすく、わかりやすく公開される仕組みを整備します。

- 市ウェブサイトなどで、地域組織や市民活動団体の活動内容を紹介します。
- 市民活動を行う上で必要となる情報、データの提供をします。
- 市民と行政がまちづくりに関する情報交換できる機会を設けます。

### イ 中間支援組織の設置

市民活動団体の支援や公共を担う様々な主体の連携を促進するため、市民活動センターを設置し、中間支援の仕組みの継続を図ります。

- 市民活動団体の相談や組織の基盤整備への助言が得られる仕組みを維持します。
- 行政と他の主体との中間に位置し、主体に応じた公平な支援を実施します。
- 行政、市民活動団体などの異なる主体同士で課題を共有する場の設置に努めます。

### ウ 多様なテーマに取り組む市民活動団体やNPO法人の育成

公共の主体として、市民活動団体やNPO法人などの活動が果たす役割には、大きな期待があります。市民活動の特徴である自由意志に基づく活動を尊重しつつ、団体としての発展や拡充に関する支援や新たな市民活動団体の育成を推進します。

- 市民活動の団体設立やNPOの組織化（法人化）を、情報やノウハウの提供などを通じて支援します。
- 事業に必要な補助金・助成金の情報を提供し、作成に関する相談を実施します。

### エ 市民が気軽に市民活動できる場づくり

一人ひとりの市民が持つ知識や経験がまちづくりに活かせるよう、気軽に活動できるための環境を整備します。

- 市民が活躍できる場の情報収集と提供、求めに応じてコーディネートするなど活動へのハードルを下げます。
- 学習機会の提供などに併せ、活動への安心感が得られる仲間づくりを促進します。

## (4) 企業参加を促進するための取り組み

### ア 企業価値を高められる社会貢献活動の促進

社会貢献活動を展開する企業、事業者が、活動を通じて企業価値を高められるよう支援します。

- 企業、事業所の社会貢献活動のニーズを把握し、他の主体との連携や事業への参加など、マッチングを行います。
- 企業、事業所が提供できる人材や資源（設備や情報、技術など）を市民活動での活用につなげます。
- 企業、事業所のノウハウを得て実施した事業などの情報を提供し、市民活動センターの利用を呼びかけます。

### イ 従業員の市民活動への参加

企業の従業員が、市民活動できる機会を提供します。

- 従業員が活動できる場の情報提供や市民活動団体を紹介します。

### ウ 協力企業の情報発信

- 市民活動の支援やまちづくりに積極的な企業の取り組みを発信、発表の機会などを設けます。また、市民と企業の良好な関係性の構築に寄与できる仕組みを検討します。



様々な角度から協働を協議する市民活動によるまちづくり推進協議会



## (5) 市の推進体制を整備するための取り組み

### ア 市民協働によるまちづくり推進協議会の設置

本市における市民協働によるまちづくりを議論し、総合調整役としての役割を果たします。

- ・ 協議会は市民活動団体、企業、関係機関など多様な主体で構成します。
- ・ 協議会は協働の推進について議論し、計画などの見直しにあっては、市長の諮問に応じて情報収集や意見交換を通じて協働のあり方を見直していく諮問機関としての役割を果たします。
- ・ 必要に応じて委員と行政職員が意見交換をする場を設けます。

### イ 協働推進に適した組織体制

協働の推進のため、効率的な組織体制の整備に努めます。

- ・ 自治と協働を推進できる環境整備に努めます。
- ・ 市民が相談しやすい窓口の設置に努めます。

### ウ 市民と行政のパートナーシップに基づく事業の推進

市民と行政が、話し合いに基づき、連携・協力して取り組む事業を推進します。

- ・ 市民から行政に協力を求める事業は、所管部署と話し合い、パートナーシップに基づき事業を実施します。
- ・ 行政から市民に協力を求めたい事業を公表するなど、市民と一緒にした地域課題の解決への取り組みを推進します。

### エ 市民参加の新たな手法を研究

市民と行政が、行政の事業や施策の計画などについて、話し合える環境整備に取り組めます。

- ・ 行政の事業や施策の計画などに関する市民参加の現状を踏まえ、より多くの市民が参加しやすい環境や手法について、調査研究を進めます。

### オ 職員の社会貢献活動を後押し

職員の自由意志に基づく社会貢献活動を支援します。

- ・ 職員が社会貢献活動から得た知識や経験が公務に活かされるよう、職員の営利企業等の従事制限を弾力的に運用します。



市民協働によるまちづくり推進協議会が、協働をイメージして作成したロゴ

## 5 計画の推進

### (1) 推進体制

市民の暮らしを支えるために、市民と行政が、市民自治における役割を話し合いで見出し、補い合い、協力してまちづくりに取り組む、自治と協働によるまちづくりの実現に向けて、区を中心とする地域や市民協働によるまちづくり推進協議会と連携しながら仕組みづくりを進めます。

また、推進にあたっては、以下により現状の把握に努め、進捗を図ります。

- 市民協働によるまちづくり推進協議会

この計画を実行するために、市民協働によるまちづくり推進協議会と全体の進捗状況などを共有し、進め方について協議します。計画の見直しにあたっては、計画全体の振り返りを行います。

- 区

計画の推進と区の取り組みなどの状況把握に努め、本計画の実効性を高めるための事業や施策の検討を行います。

- 市民活動センター

市民活動団体の現状把握に努め、必要な支援や活動の公益性を高めるための事業や施策の検討を行います。

- 市民意識調査

計画期間内に市民意識調査を行い、市民の意識を把握し、計画の推進や見直しなどに活用します。

- 庁内体制

市民協働担当部署を中心として各課との連携を図り、推進していきます。

## (2) 実施事業（令和6年度）

### 具体的な方策（1） 協働の理解を深め、実践への足がかりを築く

事業名など	概要
市民協働によるまちづくり職員研修	職員の協働への意識醸成
市民活動センターの設置	市民の取り組みを情報発信 まちづくり講座の実施
出前講座	地域づくり、認可地縁団体制度に関する学習会への職員派遣
学習機会の提供	区長、市民を対象にした連続学習会を実施

### 具体的な方策（2） 市民自治を推進し、地域づくりを支援する

事業名など	概要
区運営費交付金の交付	自治組織の活動に必要な運営費、自治組織の発意に応じた活動費を交付
刈払機安全講習受講料補助金	自治組織と連携した空き家・空き地の適切な管理
地域づくり学習会補助金	地域課題解決のための学習会を支援
元気な地域づくり研究会	多様な主体による地域課題の意見交換の場
人口データなどの提供	各区の人口や高齢化率などの基礎データを提供

### 具体的な方策（3） 市民が活動しやすい環境の整備をする

事業名など	概要
きれいなまちづくり推進事業補助金	市民による公共空間の環境美化活動を支援
パートナーシップ事業補助金	市民の自主的な地域活性化活動を支援
市民活動センターの設置	市民活動の相談や情報提供などを実施
ボランティア指導者賠償責任保険	ボランティア活動を指導する人の賠償責任を補償

### 具体的な方策（4） 企業参加を促進する

事業名など	概要
きれいなまちづくり推進事業補助金	市民による公共空間の環境美化活動を支援
市民活動センターの設置	企業のCSR活動を支援

### 具体的な方策（5） 市の推進体制を整備する

事業名など	概要
パートナーシップ事業補助金	行政が市民の協力を求める事業を募集、活動費を支援
市民協働によるまちづくり推進協議会	協働の推進と総合的な調整、調査審議
小規模多機能自治推進ネットワーク会議	小規模多機能自治に関する全国組織に参加、情報収集

## 6 資料

### (1) 市民協働によるまちづくり推進協議会委員及び検討過程

#### ア 市民協働によるまちづくり推進協議会委員（令和3・4年度）

	氏名	団体名	区分
	秋山 眞登	公募委員	公募
	小田 圭介	公募委員	公募
	柏木 宏介	裾野市社会福祉協議会	関係機関
	込山 功	公募委員	公募
	志田 忠弘	公募委員	公募
会長	増田 喜代子	NPO法人きゃべつくらぶ	NPO法人
	増田 忍	公募委員	公募
	三ツ石 純子	公募委員	公募
副会長	森川 賢	公募委員	公募
	八木 健二	公募委員	公募
	渡邊 直子	公募委員	公募

(50音順、敬称略)

#### イ 検討過程

日程	主な内容
令和3年3月	○市民協働によるまちづくり推進協議会 ・ 諮問への答申「住民主体による地域運営を推進する施策について」
令和3年10月	○市民協働によるまちづくり推進協議会 ・ 計画案の構成確認、具体的施策の検討
令和3年11月	○市民協働によるまちづくり推進協議会 ・ 計画案の具体的施策を検討
令和3年12月	○市民意識調査（令和3年8月調査） ・ 市民協働によるまちづくりや地域活動 ○市民協働によるまちづくり推進協議会 ・ 計画案の具体的施策を検討
令和4年1月	○計画案への庁内各所属からの意見聴取
令和4年3月	○市民協働によるまちづくり推進協議会 ・ 計画案の具体的施策を検討
令和4年8月	○市民協働によるまちづくり推進協議会 ・ 計画案の全体内容を協議
令和4年9月	○庁内各所属からの意見への返答
令和4年10月～11月	○パブリックコメント



## (2) 用語解説

- **NPO、NPO法人**

Non-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」と言います。

- **区**

裾野市区長設置規則に規定された区長が担任する地区で組織されている自治組織を言います。

- **市民協働**

協働とは、市民と行政が、対等な関係による話し合いにもとづき、お互いの役割を見いだしながら補い合い、連携・協力してまちづくりに取り組むことを言います。当市では、市民と行政の関係性、市民の取り組みを促すだけでなく、市民とともに行政も何らかの役割を果たすべきであると考えていることから市民協働の名称を用いています。

- **男女共同参画**

男女共同参画社会基本法で、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

- **地域運営組織 (RMO)**

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織です。Region Management Organization を略し、RMO と呼ばれることもあります。

- **中間支援組織**

地域と行政の間に入り、中立の立場で双方の様々な活動を支援する中間支援機能をもった組織のことを言います。

- **認可地縁団体**

地方自治法等に定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を得た自治組織等（一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体）のことをいいます。

まちは、みんなで創るもの